



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

26	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	2
27	〃	(〃).....	3
28	〃	(〃).....	3
29	〃	(〃).....	4
30	〃	(〃).....	5
31	〃	(〃).....	6
32	〃	(〃).....	7
33	〃	(〃).....	7
34	〃	(〃).....	8
35	〃	(〃).....	9
36	〃	(〃).....	10
37	〃	(〃).....	11
38	〃	(〃).....	11
39	〃	(〃).....	12
40	〃	(〃).....	13
41	〃	(〃).....	14
42	〃	(〃).....	15
43	〃	(〃).....	16
44	〃	(〃).....	17
45	〃	(〃).....	17
46	〃	(〃).....	18
47	〃	(〃).....	19
48	〃	(〃).....	20
49	〃	(〃).....	21
50	〃	(〃).....	22
51	〃	(〃).....	22
52	〃	(〃).....	23
53	〃	(〃).....	24
54	〃	(〃).....	25
55	〃	(〃).....	26
56	〃	(〃).....	27
57	〃	(〃).....	27
58	〃	(〃).....	28
59	〃	(〃).....	29
60	〃	(〃).....	30
61	〃	(〃).....	31

62	〃	(〃)	32
63	〃	(〃)	32
64	〃	(〃)	33
65	〃	(〃)	34
66	〃	(〃)	35
67	〃	(〃)	36
68	〃	(〃)	37
69	〃	(〃)	37
70	〃	(〃)	38
71	〃	(〃)	39
72	〃	(〃)	40
73	〃	(〃)	41
74	〃	(〃)	42

告 示

和歌山県告示第26号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ紀三井寺店

和歌山県和歌山市毛見藪下19番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課 (和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第27号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ本社中島店

和歌山県和歌山市中島185番地の3

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課 (和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第28号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模

小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パームシティ和歌山店
和歌山県和歌山市中野31-1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 福西拓也
(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課 (和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第29号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ鳴神店
和歌山県和歌山市鳴神字櫛ノ掛121-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 福西拓也
(変更後) 代表取締役 神吉康成
- 4 変更年月日
平成24年9月10日
- 5 変更した理由
大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため
- 6 届出年月日
平成24年10月31日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課 (和歌山市七番丁23番地)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第30号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者とその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
メッサオークワ高松店
和歌山県和歌山市西高松1-278-14
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課 (和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第31号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オーストリート和歌山北バイパス店

和歌山県和歌山市平井154

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課 (和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第32号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガーデンパーク和歌山店

和歌山県和歌山市松江向鶴ノ島1469-1 他

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課 (和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第33号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ六十谷店

和歌山県和歌山市六十谷字有高217-1 他

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課 (和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第34号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プライスカット屋形店

和歌山県和歌山市屋形町4丁目29番地

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

- 3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

- 4 変更年月日

平成24年9月10日

- 5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

- 6 届出年月日

平成24年10月31日

- 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課 (和歌山市七番丁23番地)

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第35号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ大浦街道店

和歌山県和歌山市湊西の坪45-1 外

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社山本進重郎商店 代表取締役 山本進三

和歌山県和歌山市西浜1660-180

- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

- 4 変更年月日
平成24年9月10日
- 5 変更した理由
大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため
- 6 届出年月日
平成24年10月31日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課 (和歌山市七番丁23番地)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第36号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
プライスカット医大病院前店
和歌山県和歌山市紀三井寺中浜840-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヒラマツ 代表取締役 有本隆男
和歌山県和歌山市新中通六丁目15番地
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 福西拓也
(変更後) 代表取締役 神吉康成
- 4 変更年月日
平成24年9月10日
- 5 変更した理由
大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため
- 6 届出年月日
平成24年10月31日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課 (和歌山市七番丁23番地)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第37号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2) 連絡先の電話番号(3) 大規模小売店舗の名称(4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プライスカット神前店
和歌山県和歌山市神前509 外6筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3
株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男
和歌山県和歌山市中島185番地の3
株式会社ダイキ 代表取締役 佐藤一郎
愛知県松山市美沢一丁目9番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 福西拓也
(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課(和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第38号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模

小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザ西浜店

和歌山県和歌山市西浜940-1 他

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課 (和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第39号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターコーナン和歌山中之島店
和歌山県和歌山市納定字西芝100-1 他
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田耕造
大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 福西拓也
(変更後) 代表取締役 神吉康成
- 4 変更年月日
平成24年9月10日
- 5 変更した理由
大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため
- 6 届出年月日
平成24年10月31日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課 (和歌山市七番丁23番地)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第40号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ海南幡川店
和歌山県海南市幡川下九条105 他14筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課 (和歌山市湊通丁北1丁目2の1番地)

海南市まちづくり部産業振興課 (海南市日方1525番地6)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第41号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ海南野上店

和歌山県海南市野上中420 他

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) オークワ海南野上店

(変更後) オークワ海南野上店

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

(1) 平成22年11月12日

(2) 平成24年9月10日

5 変更した理由

- (1) 大規模小売店舗の名称変更のため
- (2) 大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課 (和歌山市湊通丁北1丁目2の1番地)

海南市まちづくり部産業振興課 (海南市日方1525番地6)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第42号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンターオークワ海南店

和歌山県海南市築地1番1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) スーパーセンターオークワ海南店

(変更後) スーパーセンターオークワ海南店

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

(1) 平成23年10月28日

(2) 平成24年9月10日

5 変更した理由

(1) 大規模小売店舗の名称変更のため

(2) 大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業

を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課 (和歌山市湊通丁北1丁目2の1番地)

海南市まちづくり部産業振興課 (海南市日方1525番地6)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第43号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ高野口店

和歌山県橋本市高野口町伏原字越ヶ坪139-1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課 (橋本市市脇四丁目5番8号)

橋本市経済部商工観光課 (橋本市東家一丁目1番1号)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第44号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ橋本林間店

和歌山県橋本市三石台1丁目2番1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課 (橋本市市脇四丁目5番8号)

橋本市経済部商工観光課 (橋本市東家一丁目1番1号)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第45号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売

店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オー・ストリート橋本彩の台

和歌山県橋本市あやの台1丁目50-3 他

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台1丁目28番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課 (橋本市市脇四丁目5番8号)

橋本市経済部商工観光課 (橋本市東家一丁目1番1号)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第46号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターオークワ橋本店
和歌山県橋本市妻二丁目166番-1 他
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) スーパーセンターオークワ橋本店
(変更後) スーパーセンターオークワ橋本店
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 福西拓也
(変更後) 代表取締役 神吉康成
- 4 変更年月日
 - (1) 平成23年10月13日
 - (2) 平成24年9月10日
- 5 変更した理由
 - (1) 大規模小売店舗の名称変更のため
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため
- 6 届出年月日
平成24年10月31日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課 (橋本市市脇四丁目5番8号)
橋本市経済部商工観光課 (橋本市東家一丁目1番1号)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第47号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ箕島店
和歌山県有田市新堂字弁天10-3

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トコリ 代表取締役 田中利一郎
和歌山県有田市箕島51番地
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 福西拓也
(変更後) 代表取締役 神吉康成
- 4 変更年月日
平成24年9月10日
- 5 変更した理由
大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため
- 6 届出年月日
平成24年10月31日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課 (有田郡湯浅町湯浅2355-1)
有田市市長公室経営企画課 (和歌山県有田市箕島50番地)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第48号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
プライスカット御坊店
和歌山県御坊市菌314-1 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 福西拓也
(変更後) 代表取締役 神吉康成
- 4 変更年月日
平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課 (御坊市湯川町財部651)

御坊市産業建設部商工振興課 (御坊市菌350番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第49号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワロマンシティ御坊店

和歌山県御坊市湯川町財部181

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課 (御坊市湯川町財部651)

御坊市産業建設部商工振興課 (御坊市菌350番地)

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第50号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オーシティ田辺店
和歌山県田辺市東山1丁目5-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 福西拓也
(変更後) 代表取締役 神吉康成
- 4 変更年月日
平成24年9月10日
- 5 変更した理由
大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため
- 6 届出年月日
平成24年10月31日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課 (田辺市朝日ヶ丘23-1)
田辺市産業部商工振興課 (田辺市新屋敷町1番地)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第51号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワパビリオンシティ田辺店
和歌山県田辺市稲成町新江原3165 他

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 福西拓也
(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課 (田辺市朝日ヶ丘23-1)
田辺市産業部商工振興課 (田辺市新屋敷町1番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第52号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
プライスカット・スーパードラッグキリン田辺下万呂店
和歌山県田辺市下万呂字裏代416-2 他
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3
株式会社東海セイムス 代表取締役 檜垣正二
三重県松阪市久保町1456番地4
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 福西拓也
(変更後) 代表取締役 神吉康成
- 4 変更年月日
平成24年9月10日
- 5 変更した理由
大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため
- 6 届出年月日
平成24年10月31日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課 (田辺市朝日ヶ丘23-1)
田辺市産業部商工振興課 (田辺市新屋敷町1番地)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第53号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者とその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターオークワ南紀店
和歌山県新宮市佐野3丁目507番地の3
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課 (新宮市緑ヶ丘2丁目4-8)

新宮市商工観光課 (新宮市春日1番1号)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第54号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ新宮仲之町店

和歌山県新宮市谷王子418-1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を

行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課 (新宮市緑ヶ丘2丁目4-8)

新宮市商工観光課 (新宮市春日1番1号)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第55号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オー・ストリート紀の川井阪店

和歌山県紀の川市下井阪597番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課 (岩出市高塚209)

紀の川市農林商工部商工観光課 (紀の川市西大井338番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第56号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ貴志川店

和歌山県紀の川市貴志川町神戸205-1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課 (岩出市高塚209)

紀の川市農林商工部商工観光課 (紀の川市西大井338番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第57号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売

店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ粉河店

和歌山県紀の川市粉河762

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課 (岩出市高塚209)

紀の川市農林商工部商工観光課 (紀の川市西大井338番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第58号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザ打田店

和歌山県紀の川市打田天王1364番地の1

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

株式会社オー・エンターテイメント 代表取締役 福西拓也

株式会社オー・ジョイフル 代表取締役 海堀正章

株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男

(変更後)

株式会社オー・エンターテイメント 代表取締役 大桑友朗

株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男

- 4 変更年月日

- (1) 平成24年9月10日

- (2) 平成24年8月19日

- 5 変更した理由

- (1) 大規模小売店舗の設置者である株式会社オークワの代表者の変更のため

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オー・エンターテイメントの代表者の変更のため

- 6 届出年月日

平成24年10月31日

- 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課 (岩出市高塚209)

紀の川市農林商工部商工観光課 (紀の川市西大井338番地)

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第59号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
メッサオークワ岩出西店
和歌山県岩出市中黒641-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 福西拓也
(変更後) 代表取締役 神吉康成
- 4 変更年月日
平成24年9月10日
- 5 変更した理由
大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため
- 6 届出年月日
平成24年10月31日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課 (岩出市高塚209)
岩出市事業部農林経済課 (岩出市西野209番地)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第60号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
プライスカット岩出北店
和歌山県岩出市今中119-1 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヒラマツ 代表取締役 有本隆男
和歌山県和歌山市新中通六丁目15番地
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課 (岩出市高塚209)

岩出市事業部農林経済課 (岩出市西野209番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第61号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワミレニアシティ岩出店

和歌山県岩出市中迫塚本147

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

辻野開発株式会社 代表取締役 辻野嘉人

大阪府阪南市尾崎町86番地の1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課 (岩出市高塚209)

岩出市事業部農林経済課 (岩出市西野209番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第62号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワかつらぎ店

和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野884-1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課 (橋本市市脇四丁目5番8号)

かつらぎ町産業観光課 (伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第63号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ湯浅店

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅字川久保1852-1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課(有田郡湯浅町湯浅2355-1)

湯浅町産業観光課(有田郡湯浅町湯浅1055-9)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第64号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターオークワ有田川店
和歌山県有田郡有田川町天満池の内407-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 福西拓也
(変更後) 代表取締役 神吉康成
- 4 変更年月日
平成24年9月10日
- 5 変更した理由
大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため
- 6 届出年月日
平成24年10月31日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課 (有田郡湯浅町湯浅2355-1)
有田川町商工観光課 (有田郡有田川町大字中井原136-2)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第65号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者とその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワみなべ店
和歌山県日高郡みなべ町芝227-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課 (御坊市湯川町財部651)

みなべ町産業課 (日高郡みなべ町芝742番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第66号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

白浜ショッピングセンター

和歌山県西牟婁郡白浜町1349-1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社プラス 代表取締役 野田正史

和歌山県田辺市宝来町17-12

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課 (田辺市朝日ヶ丘23-1)

白浜町観光課 (西牟婁郡白浜町1600番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第67号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンターオークワ上富田店

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来154-1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

4 変更年月日

平成24年9月10日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課 (田辺市朝日ヶ丘23-1)

上富田町総務政策課 (西牟婁郡上富田町朝来763番地)

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第68号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ串本店

和歌山県東牟婁郡串本町串本字森生40番地の22

和歌山県東牟婁郡串本町串本2001 他7筆

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

- 3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福西拓也

(変更後) 代表取締役 神吉康成

- 4 変更年月日

平成24年9月10日

- 5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者である株式会社オークワの代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者である株式会社オークワの代表者の変更のため

- 6 届出年月日

平成24年10月31日

- 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県東牟婁郡振興局地域振興部企画産業課 (新宮市緑ヶ丘2丁目4-8)

串本町産業課 (東牟婁郡串本町串本1800番地)

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第69号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模

小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プライスカット神前店

和歌山県和歌山市神前字千本508番2 外6筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男

和歌山県和歌山市中島185番地の3

ダイキ株式会社 代表取締役 高橋宰

愛知県松山市美沢一丁目9番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤一郎

(変更後) ダイキ株式会社 代表取締役 高橋宰

4 変更年月日

平成24年4月1日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者であるダイキ株式会社の代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者であるダイキ株式会社の代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年11月7日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課 (和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第70号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出するこ

と。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オー・ストリート和歌山北バイパス店
和歌山県和歌山市平井154
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤一郎
(変更後) ダイキ株式会社 代表取締役 高橋宰
- 4 変更年月日
平成24年4月1日
- 5 変更した理由
大規模小売店舗において小売業を行う者であるダイキ株式会社の代表者の変更のため
- 6 届出年月日
平成24年11月7日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課 (和歌山市七番丁23番地)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第71号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターダイキ海南店
和歌山県海南市幡川上九条76番地の1 他12筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイキ株式会社 代表取締役 高橋宰
愛媛県松山市美沢1丁目9番1号

- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤一郎
(変更後) ダイキ株式会社 代表取締役 高橋宰
- 4 変更年月日
平成24年4月1日
- 5 変更した理由
大規模小売店舗を設置する者であるダイキ株式会社の代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者であるダイキ株式会社の代表者の変更のため
- 6 届出年月日
平成24年11月7日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課 (和歌山市湊通丁北1丁目2の1番地)
海南市まちづくり部産業振興課 (海南市日方1525番地6)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第72号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターダイキ新宮店
和歌山県新宮市下田2丁目4308-4 他
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイキ株式会社 代表取締役 高橋宰
愛媛県松山市美沢1丁目9番1号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤一郎
(変更後) ダイキ株式会社 代表取締役 高橋宰
- 4 変更年月日
平成24年4月1日
- 5 変更した理由
大規模小売店舗を設置する者であるダイキ株式会社の代表者及び大規模小売店舗において小売業を行

う者であるダイキ株式会社の代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年11月7日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課 (新宮市緑ヶ丘2丁目4-8)

新宮市商工観光課 (新宮市春日1番1号)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第73号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オー・ストリート紀の川井飯店

和歌山県紀の川市下井阪597番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤一郎

(変更後) ダイキ株式会社 代表取締役 高橋宰

4 変更年月日

平成24年4月1日

5 変更した理由

大規模小売店舗において小売業を行う者であるダイキ株式会社の代表者の変更のため

6 届出年月日

平成24年11月7日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課 (岩出市高塚209)

紀の川市農林商工部商工観光課 (紀の川市西大井338番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第74号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングプラザ打田店
和歌山県紀の川市打田天王1364番地の1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤一郎
(変更後) ダイキ株式会社 代表取締役 高橋宰
- 4 変更年月日
平成24年4月1日
- 5 変更した理由
大規模小売店舗において小売業を行う者であるダイキ株式会社の代表者の変更のため
- 6 届出年月日
平成24年11月7日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
紀の川市農林商工部商工観光課（紀の川市西大井338番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成25年1月11日から平成25年5月13日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで